

## 例外的な重要種の情報公開について

原則的には資料5－1に基づいてご検討いただいた考え方のもと、重要種の情報公開を行っていきますが、以下のような事象については自然環境保全及び学術的活用の見地等から、柔軟に対応する必要があると考えています。

それぞれの事象について、望ましい情報公開の考え方に関してご検討をお願いいたします。

【例外的な重要種の情報公開をすることが望ましいと考えられる事象】

- ① 大学等の研究機関における調査協力依頼
- ② 開発に伴う配慮のための調査結果提供依頼(公共工事・民間事業)
- ③ 自然共生サイトへの登録を見据えた情報提供依頼

表 自然環境調査における情報公開範囲の設定(例外的な事象の場合)

情報の精度	情報公開範囲	植物		動物	
		環境省 RL 絶滅危惧 II類 もしくは 千葉県 RDB 要保護生物(C)	ラン科 及び ユリ科の 重要種	環境省 RL 絶滅危惧 II類 もしくは 千葉県 RDB 要保護生物(C)	以上
		以上		未満	
高	確認された地点が分かること ・図面上に確認地点を明示等	○	○	○	○
中	確認された地域が分かること ・地域別種リスト等	○	○	○	○
低	今回の調査全体で確認されたかどうかが分かること ・18 地域全体の確認種リスト等	○	○	○	○

※表中の記号の意味は以下のとおりである。

- …公開
- ×…非公開

### 「自然共生サイト」について

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECM**」として登録。

### (参考)自然共生サイトについて

(環境省ホームページより抜粋)

OECM：保護地域以外で

生物多様性保全に資する地域

(Other Effective area-based

Conservation Measures)

#### 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域  
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)



自然共生サイト  
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

**OECM**として国際データベースに登録